

ひとり親家庭への支援

児童扶養手当



問 子ども課・住民福祉課 ☎027-382-1111

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るために支給される手当です。

■対象者…

ひとり親もしくはひとり親に相当する状態にある児童(父母が離婚している・父または母が一定基準以上の障害の状態にある児童など)が対象となり、児童(18歳到達年度の末日(一定基準以上の障害のある場合は20歳未満)まで)を監護する母、児童を監護し生計を同じくする父、父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

■手当金額(月額)…

受給者の所得額に応じて手当額が決まります。

所得制限が設けられており、受給資格者および生計を同じくする扶養義務者(受給資格者の父母、祖父母、兄弟姉妹、子ども等)の所得が一定の額を超えるときは、手当の支給が停止されます。

■申請手続き…

事前に窓口でご相談ください。支給該当要件、世帯状況、居住の状況などにより、申請手続きに必要なものは申請者ごとに異なります。事前相談で手続きに必要なものをご確認ください。

対象となる方、手当額、届出義務などの詳細については市ホームページをご覧ください。

母子家庭等自立支援給付金事業



問 子ども課・住民福祉課 ☎027-382-1111

給付を受けるには、いずれも事前に申請が必要です。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、就業に結び付く技術を身につけるための教育訓練の受講費の一部を補助します。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、就業に有利な資格(看護師、介護福祉士など)を取得する場合、訓練促進給付金を支給します。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

ひとり親家庭の親または子が、高等学校卒業程度認定試験対策講座を受講した場合、受講費用の一部を補助します。

福祉医療費助成制度

問 国保年金課 ☎027-382-1111

ひとり親家庭の親子の医療保険の自己負担分と入院時食事療養費が、お子様が18歳になる年度末まで無料になります。



■届出期間……必要書類等が揃ったら

■届出場所……・安中市役所 国保年金課

・松井田支所 住民福祉課

■必要なもの…・親子の保険証

・所得課税証明書(安中市で確認できる人は省略可)

・ひとり親の事実を証する書類(下記のとおり)

適用要件	ひとり親の事実を証する書類
死別、離婚、未婚の母・父	戸籍謄本(安中市に本籍がある人は省略可)
生死不明	官公署、勤務先等の証明書
遺棄	福祉事務所または民生委員の証明書
1年以上海外におり、その扶養を受けられない	官公署または民生委員の証明書
障害により、1年以上労働能力を失っている	当該者の医師の診断書
1年以上拘禁されており、その扶養を受けられない	拘束されている刑務所、拘置所、その他官公署の証明書

※申請手続きの内容に応じ、この他に必要となるものがある場合があります。

※福祉医療費助成制度は申請した日以降の認定となります。

(「自分は該当するかもしれない」と思われる人は、できるだけ早めに申請・ご相談ください。)



養育費確保支援事業

問 福祉課福祉相談係 ☎027-382-1111

子どもがいて離婚を考えている方や養育費を受け取っていないひとり親の方に、子どもの健やかな成長に必要な養育費を確保するための相談や公正証書の書類作成に必要な手数料などの補助をします。



離婚前後の悩み・養育費相談

司法書士が公正証書などの作成、財産分与、慰謝料など離婚に関する相談全般に応じています。1回の相談時間は、60分以内です。相談に当たっては、事前にご予約が必要です。詳しくはHPをご確認ください。

公正証書等作成促進補助金

養育費に関する公正証書等の作成について、本人が負担した費用を補助します。

養育費保証契約保証料補助金

保証会社等と養育費保証契約を締結した方の初回保証料を補助します。